

山口市新型コロナウイルス緊急経済対策

山口市湯田温泉宿泊施設事業承継支援交付金交付スケジュール

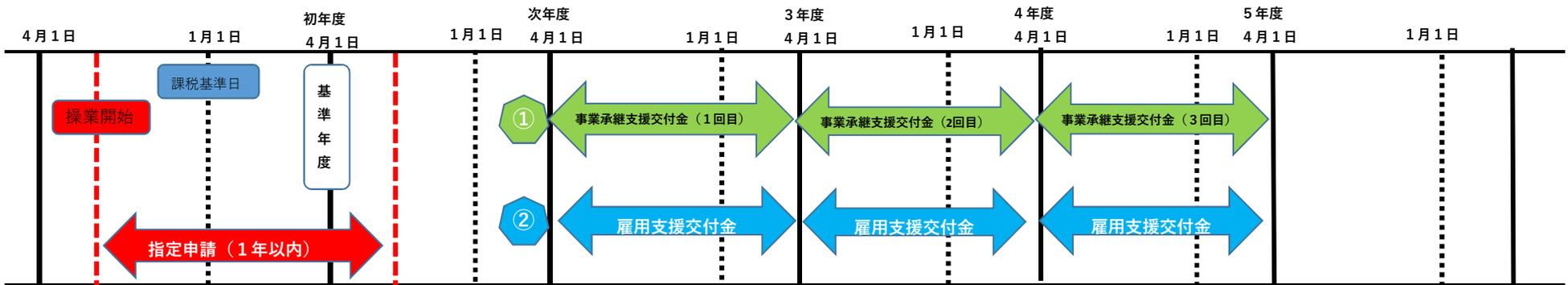
事業承継支援交付金・雇用支援交付金の交付のタイミング

操業開始後1年以内に、事業承継支援措置申請が必要です。※事業承継後1年以内に事業承継報告書を市へ提出。原則、事業承継後3年以内に操業開始すること。

- ・事業承継支援交付金：操業開始後最初に固定資産税が賦課された年度（基準年度）から3年度間、固定資産税の賦課された年度の翌年度内に申請が必要です。
- ・雇用支援交付金：基準年度の翌年度の末日までに申請が必要です。

※同一年度内に操業を開始した場合であっても、交付のタイミングが異なる場合があります。

操業開始年度の1月1日以前に操業を開始した場合



操業開始年度の1月1日以後に操業を開始した場合

